宮城県環境生活部 食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

座長 野崎和夫(宮城県生活協同組合連合会 専務理事)住所 仙台市青葉区柏木 1-2-45 フォレスト仙台 5F電話番号 022-276-5162

#### 構成団体

宮城県生活協同組合連合会専務理事 野崎和夫 特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット

副代表理事 若狭久美子

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長 大友富子 宮城県消費者団体連絡協議会会長 熊谷睦子 みやぎ生活協同組合専務理事 大越健治 生活協同組合あいコープみやぎ理事長 高橋千佳 公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事

冬木勝仁

# 令和2年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)への意見

食生活は、私たちの生命と健康を支える基礎となるものです。

食品表示は、2015 年に新しく食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われ 2020 年 4 月には新ルールによる表示に移行されます。一方、消費者庁の調査を見ると、消費者の7割が食品表示を知っているが、食品表示法を知らない人は8割になっています。

9月19日厚生労働省はゲノム編集食品について、開発者等の届出制の仕組みを示しました。消費者 庁は「ゲノム編集技術応用食品の表示について」の発表で、科学的に判別不能であること等から、現段 階では義務表示の対象外としています。

消費者教育の機会が少ないなか、表示に関する改正について、今後は一層、行政・事業者・消費者間でのリスクコミュニケーションが求められます。

県民が健やかな食生活を営むための食品の安全性や信頼性の確保のために、消費者の声を盛り込んだ 「計画」になるよう、策定にあたって下記の意見を提出いたします。

記

#### 1. 第3重点取組1-(2)食品の適正表示の推進について

2015年に食品表示法ができて以来、機能性表示食品や栄養成分表示の義務化、原料原産地、原産国、 遺伝子組み換え食品、食品添加物など食品表示基準の見直しが行われています。

一方、アレルゲン表示の欠落や期限表示の誤記載等による食品の自主回収事例が散見されます。

食品表示は県民の食品選択における重要な情報源であることから、今後一層、行政・事業者・消費者間でのリスクコミュニケーションが求められます。県民へ食品表示制度変更等の情報提供をするとともに、消費者へ食品表示法の周知徹底することについての項目を追加してください。

## 2. 第3重点取組 2-(1)-イ加熱不十分な食肉等の提供を原因とする食中毒の防止

鶏肉の生又は加熱不十分な調理での提供について結着等加工処理を行った食肉の提供や基準が設定されていない鶏肉の生又は加熱不十分な調理での提供については、食品等事業者への指導だけでなく、消費者が鶏肉の生食等によるリスクを十分認識していないことが原因であると考えられます。 鶏肉については、加熱用である旨の情報の確実な伝達や十分に加熱して提供するように食品等事業者に対して指導を実施することは勿論ですが、消費者に対する情報提供について、県としても講習会等で普及啓発を図ってください。

#### 3. 第3重点取組 4-(1) HACCP 制度化にかかる周知および支援について

HACCP の制度化は、原則として、全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が求められますが、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた取組も認められています。

そのため、HACCP 導入に際しては、事業者の状況や食品ごとの特性等を踏まえつつ、各事業者の 規模や衛生管理能力に応じて、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことができるように、講習 会や個別相談のほか、「導入に向けた技術的支援を行う」旨の記載を求めます。

## 4. 第4-2 食品関連事業者に対する監視指導について

客自身が、販売場所に陳列された未包装のそう菜等を自由に容器に盛付け等し、レジで会計する販売形式(以下、セルフ販売形式)における食品の汚染が懸念されます。

セルフ販売形式の施設に対して、微生物汚染、異物混入等を防止するため、陳列場所、食品、器具 等の衛生管理指導について記述してください。

#### 5. 第4-6-(2) 関係機関との連携について

食中毒が発生した場合に大規模化しやすい学校給食等の大量調理施設や高齢者、子供等が利用する 社会福祉施設等を中心に、食品等の適切な取扱い、毎日の調理従事者の健康状態の確認及び記録の実 施等の調理従事者の衛生管理、自主的な衛生管理の導入等について重点的に指導してください。

また、不顕性感染者を踏まえた調理従事者の健康管理について啓発を図るとともに、市民や食品等事業者に対しては、最新の知見や感染性胃腸炎の発生状況を踏まえた普及啓発を行い、食中毒発生に関する未然防止の観点での対策を追加してください。

#### 6. 第6-4 消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

医薬品との併用に注意のいる健康食品の摂取は、病状が悪化したり、治療薬の作用を強めたり反対に弱めたりと影響を与えることがあります。そのため、厚生労働省から医療機関等に対し、医薬品を服用している人は、安易に健康食品を利用することなく、必ず医師又は薬剤師に相談する旨の通知を出しています。

インターネット等を利用して購入する消費者もいることから、消費者に対する情報提供・啓発を行うことについての項目を追加してください。